

盛岡広域振興局長告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年3月24日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鶴飼諸葛川2番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン